

平成 24 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定 例 会 会 議 録

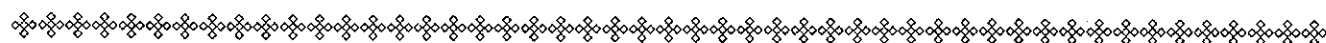
茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成24年第1回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会会議録

目 次

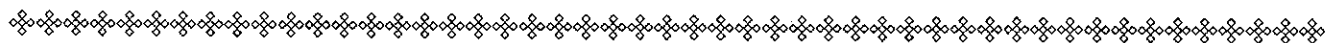
招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧表	4
◎ 議事日程（2月28日）	5
開会宣告	6
日程第1 会議録署名議員の指名について	6
日程第2 会期の決定について	6
諸般の報告	6
議会運営委員会委員の選任について	12
広域連合長のあいさつ	12
日程第3 議席の指定について	14
日程第4 議案第1号から議案第7号	
上程及び提案理由説明	15
1 広域連合長 提案理由説明	15
2 事務局長 提案理由説明	17
日程第5 議案質疑及び一般質問	25
日程第6 討論及び表決について	25
日程第10 閉会中所管事務調査について	26
閉会宣告	27
会議録署名	28
参考資料 議案等審議結果一覧表	29
上程議案等	31



平成 24 年 第 1 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

⑤

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第2号

平成24年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成24年2月6日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

記

- 1 日 時 平成24年2月28日 午後1時
- 2 場 所 水戸市五軒町1丁目2番12号
みと文化交流プラザ 大会議室（6階）

以 上

議 員 出 席 表

平成24年第1回定例会

議席 番号	議員の氏名	第1日
		2月28日
1	渡 辺 政 明	○
2	茅 根 茂 彦	○
3	松 本 茂 男	○
4	並 木 寛	○
5	磯 部 延 久	/
6	孝 井 恒 一	○
7	鴻 巣 義 則	○
8	増 田 省 吾	○
9	高 杉 徹	○
10	菊 池 伸 也	○
11	大 足 光 司	○
12	豊 田 睦 美	○
13	萩 原 瑞 子	○
14	倉 持 光 男	○
15	柳 井 哲 也	○
16	飯 岡 宏 之	○
17	西野宮 照 男	○
18	内 田 政 文	○
19	内 田 正 一	/
20	川 名 敏 子	○
21	仲 田 好 一	/
22	小 沼 博 恭	/

議席 番号	議員の氏名	第1日
		2月28日
23	堀 江 健 一	○
24	根 本 衛	○
25	長 坂 太 郎	/
26	小松崎 誠	/
27	上 野 征 一	○
28	佐 藤 節 子	/
29	平 野 晋 一	○
30	菅 谷 達 男	○
31	海老原 弘	○
32	村 田 春 男	○
33	小 貫 和 通	○
34	関 根 ひろ子	○
35	阿久津 則 男	/
36	大 内 則 夫	○
37	藤 田 健	/
38	坂 本 一 夫	○
39	浅 野 榮 子	/
40	服 部 隆	○
41	宮 本 直 志	○
42	青 木 武 明	○
43	橋 本 正 裕	○
44	今 井 利 和	○

説明員出席者（地方自治法121条）

広域連合長	中田裕君（桜川市長）
事務局長	船橋牧男君
事務局次長	小松博明君
監査委員	黒川活君
総務企画課長	亀山和則君
事業課長	塚原栄君
給付課長	島田弘美君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	北島裕君
書記	小沼克治君
書記	富永浩君
書記	大川洋一君
書記	岡田一義君
書記	浅井一良君
書記	船橋武夫君
書記	上野美和子君

提 出 議 案 一 覧 表

議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

議案第3号 平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第4号 平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第5号 平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 茨城県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について

議案第7号 訴えの提起について



議 事 日 程

2 月 2 8 日



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成 24 年 第 1 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議 事 日 程

平成24年 2 月28日（火）

午後 1 時開議

開会宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

諸般の報告

広域連合長のあいさつ

日程第 3 議席の指定について

日程第 4 議案第 1 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号 平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
（第 1 号）

議案第 3 号 平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 号 平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第 5 号 平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計予算

議案第 6 号 茨城県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について

議案第 7 号 訴えの提起について

日程第 5 上程議案等に対する質疑及び一般質問

【議案第 1 号から議案第 7 号まで】

日程第 6 上程議案等に対する討論及び表決について

【議案第 1 号から議案第 7 号まで】

日程第 7 閉会中所管事務調査について

閉会宣告

午後 1 時

開会宣告

○議長（渡辺政明君） ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員数は34名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡辺政明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、6番、孝井恒一議員、7番、鴻巣義則議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（渡辺政明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りを申し上げます。

今期定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺政明君） ご異議なしと認め、よって、会期は本日1日と決しました。

諸般の報告

○議長（渡辺政明君） この際、諸般の報告をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりですので、ご了承をお願いします。

地方自治法第121条の規定により、議案説明のため本定例会の会議に出席を求めた者

の職氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者表のとおりでありますので、ご了承を願います。

次に、議員の異動についてご報告を申し上げます。

利根町議会選出の高木博文議員が、平成23年8月8日に逝去されたことから、広域連合規約第9条第2項の規定により失職いたしました。

これにより、平成23年9月1日に利根町議会において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、今井利和議員が当選をされました。

次に、美浦村議会選出の沼崎光芳議員が、平成23年8月31日をもって美浦村議会議員の任期が満了となったことから、広域連合規約第9条第2項の規定により失職いたしました。

これにより、平成23年9月6日に美浦村議会において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、坂本一夫議員が当選をされました。

次に、大洗町議会選出の関根ひろ子議員が、平成23年11月2日をもって大洗町議会議員の任期が満了となったことから、広域連合規約第9条第2項の規定により失職いたしました。

これにより、平成23年11月4日に大洗町議会において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、関根ひろ子議員が再選をされました。

次に、ひたちなか市議会選出の面澤義昌議員が、平成23年10月31日をもってひたちなか市議会議員の任期が満了となったことから、広域連合規約第9条第2項の規定により失職いたしました。

これにより、平成23年11月10日にひたちなか市議会において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、西野宮照男議員が当選をされました。

次に、高萩市議会選出の今川敏宏議員が、平成23年11月22日をもって高萩市議会議員の任期が満了となったことから、広域連合規約第9条第2項の規定により失職いたしました。

これにより、平成23年11月30日に高萩市議会において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、大足光司議員が当選をされました。

次に、小美玉市議会選出の野村武勝議員が、平成23年11月30日をもって小美玉市議会議員の任期が満了となったことから、広域連合規約第9条第2項の規定により失職いたしました。

これにより、平成23年12月9日に小美玉市議会において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、村田春男議員が当選をされました。

次に、八千代町議会選出の小島由久議員が、平成23年12月10日をもって八千代町議会議員の任期が満了となったことから、広域連合規約第9条第2項の規定により失職いたしました。

これにより、平成23年12月21日に八千代町議会において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、宮本直志議員が当選をされました。

次に、茨城町議会選出の高根澤節夫議員が、平成23年12月20日をもって茨城町議会議員の任期が満了となったことから、広域連合規約第9条第2項の規定により失職いたしました。

これにより、平成23年12月21日に茨城町議会において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、小貫和通議員が当選をされました。

次に、下妻市議会選出の木村 進議員が、平成23年12月20日をもって下妻市議会議員の任期が満了となったことから、広域連合規約第9条第2項の規定により失職いたしました。

これにより、平成23年12月22日に下妻市議会において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、増田省吾議員が当選をされました。

次に、東海村議会選出の井坂成子議員が、平成24年1月31日をもって東海村議会議員の任期が満了となったことから、広域連合規約第9条第2項の規定により失職いたしました。

これにより、平成24年2月8日に東海村議会において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、大内則夫議員が当選をされました。

次に、潮来市議会選出の大平幸一議員が、平成24年2月10日をもって潮来市議会議員の任期が満了となったことから、広域連合規約第9条第2項の規定により失職いたしました。

これにより、平成24年2月13日に潮来市議会において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、内田正一議員が当選をされました。

次に、取手市議会選出の岡部正敬議員が、平成24年2月14日をもって取手市議会議員の任期が満了となったことから、広域連合規約第9条第2項の規定により失職いたしました。

これにより、平成24年2月15日に取手市議会において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、倉持光男議員が当選をされました。

次に、河内町議会選出の伊藤俊也議員が、平成24年2月20日をもって河内町議会議員の任期が満了となったことから、広域連合規約第9条第2項の規定により失職いた

しました。

これにより、平成24年2月21日に河内町議会において広域連合議会議員補欠選挙が執り行われ、服部 隆議員が当選をされました。

それでは、当選をされまして、本日、ここにご出席されております方々からごあいさつをいただきます。

初めに今井利和議員からごあいさつをお願いいたします。

〔44番 今井利和君登壇〕

○44番（今井利和君） ご紹介にあずかりました今井でございます。

前回、高木さんが広域の方をやっているまして、一生懸命やっていたのですがけれども亡くなりまして、私が後をやるような形になりました。どうか皆様のお力をかしてくださるようお願い申し上げます。ありがとうございました。、（拍手）

○議長（渡辺政明君） ありがとうございます。

続きまして、坂本一夫議員からごあいさつをいただきます。

〔38番 坂本一夫君登壇〕

○38番（坂本一夫君） 皆さん、こんにちは。今、お話いただきましたように美浦の坂本でございます。

前任の沼崎同様、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。お願ひします。（拍手）

○議長（渡辺政明君） ありがとうございます。

続きまして、関根ひろ子議員からごあいさつをお願いいたします。

〔34番 関根ひろ子君登壇〕

○34番（関根ひろ子君） 皆様こんにちは。大洗町の関根ひろ子でございます。

引き続いて広域連合議員として頑張っていきたいと思いますので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（渡辺政明君） ありがとうございます。

続きまして、西野宮照男議員からごあいさつをお願いいたします。

〔 1 7 番 西野宮照男君登壇〕

○ 1 7 番（西野宮照男君） こんにちは。ひたちなか市の西野宮照男でございます。

前任の面澤議員同様、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（渡辺政明君） ありがとうございます。

続きまして、大足光司議員からごあいさつを願います。

〔 1 1 番 大足光司君登壇〕

○ 1 1 番（大足光司君） 皆様こんにちは。高萩市より参りました高萩市議会議員大足光司でございます。

前任、今川敏宏議員に成りかわりまして、この後期高齢者議会のこの議会の中でも一生懸命取り組ませていただきます。どうか皆様よろしくお願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（渡辺政明君） ありがとうございます。

続きまして、村田春男議員からごあいさつをお願いいたします。

〔 3 2 番 村田春男君登壇〕

○ 3 2 番（村田春男君） 皆さんこんにちは。小美玉市議会議員の村田春男でございます。

前任者、野村武勝同様、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（渡辺政明君） ありがとうございます。

続きまして、宮本直志議員からごあいさつを願います。

〔 4 1 番 宮本直志君登壇〕

○ 4 1 番（宮本直志君） こんにちは。八千代町の宮本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（渡辺政明君） ありがとうございます。

続きまして、小貫和通議員からごあいさつをお願いいたします。

〔33番 小貫和通君登壇〕

○33番（小貫和通君） ご紹介をいただきました茨城町の小貫和通です。

ひとつ、皆さんよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（渡辺政明君） ありがとうございます。

続きまして、増田省吾議員からごあいさつをお願いいたします。

〔8番 増田省吾君登壇〕

○8番（増田省吾君） 下妻市の増田でございます。

前任者同様、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（渡辺政明君） ありがとうございます。

続きまして、大内則夫議員からごあいさつをお願いいたします。

〔36番 大内則夫君登壇〕

○36番（大内則夫君） 何かとお騒がせをしております東海村から参りました大内でございます。

先輩たちのご指導、よろしくどうぞお願い申し上げます。（拍手）

○議長（渡辺政明君） ありがとうございます。

続きまして、倉持光男議員からごあいさつをお願いいたします。

〔14番 倉持光男君登壇〕

○14番（倉持光男君） 取手市議会の倉持でございます。

2月15日の臨時議会におきまして取手市議会の議長の職を拝命することになりました。そしてまた、広域連合の議員の選挙にも当選してまいりましたので、今後ともよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（渡辺政明君） ありがとうございます。

続きまして、服部 隆議員からごあいさつを願います。

〔40番 服部 隆君登壇〕

○40番（服部 隆君） 河内町の服部 隆です。

前任者同様、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（渡辺政明君） ありがとうございました。

議会運営委員会委員の選任について

○議長（渡辺政明君） 先ほど、任期満了により失職された議員各位のご報告をいたしました。

その中で、議会運営委員会委員のうち、木村 進委員、大平幸一委員、関根ひろ子委員、高根澤節夫委員、沼崎光芳委員、以上5名の方が、委員会条例第1条第3項の規定により失職となりました。

よって、委員会条例第4条のただし書きにより、増田省吾議員、内田正一議員、関根ひろ子議員、阿久津則男議員、宮本直志議員、以上5名を議会運営委員会委員に選任いたしました。

また、副委員長をされておりました高根澤節夫委員が失職となりましたので、2月6日に開催されました議会運営委員会において副委員長の互選を行い、関根ひろ子委員が副委員長に選任をされましたので、ご報告を申し上げます。

広域連合長のあいさつ

○議長（渡辺政明君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長、中田 裕君。

〔広域連合長 中田 裕君登壇〕

○広域連合長（中田 裕君） こんにちは。広域連合長の中田 裕でございます。

平成24年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日まで出席の皆様には、日ごろから高齢者医療行政の運営に特段のご理解ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。後期高齢者医療制度の円滑な運営にご尽力をいただ

き、心から感謝申し上げます。

さて、東北3県を中心に東日本に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から、来月11日で1年になります。改めて震災の犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げます。

この震災の復興は至るところで着々と進んでおり、当広域連合におきましても被害に遭われた被保険者に対し、一部負担金等の免除や保険料の減免を実施してきました。

それらの現在までの申請状況等を説明申し上げますと、一部負担金等については、2月20日現在、免除申請者数が42市町村で9,026名、還付申請者数が40市町村で5,307名となっており、また保険料減免については、1月25日現在、県内42市町村で決定件数が8,697件、金額で2億2,788万3,100円となっております。

これらの支援措置の期限は、当初平成24年2月29日までとなっておりますが、国からの通知に基づき、その期限の延長を行いたいと考えております。具体的には、一部負担金の免除期間について、東京電力福島原発事故による警戒区域等から本県に転入したすべての被保険者については来年2月28日まで、それ以外の被災区域、本県では40市町村が該当しておりますが、この区域の後期高齢者医療制度の被保険者は本年9月30日まで延長したいと考えております。

また、保険料の減免については、当初、平成22年度分及び23年度分としておりましたが、これに加えて、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、警戒区域等の被保険者は平成24年度分の全額を、またそれ以外の被災区域の被保険者は平成24年度分のうち半額を減免対象としたいと考えております。

話は変わりますが、後期高齢者医療制度の見直しの関係についてご説明いたします。

皆様ご案内のとおり、政府は今月17日に社会保障・税一体改革大綱を決定しました。この中で、高齢者医療制度の見直しに関して今国会に現行制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する意向を示しております。しかしながら、自民党などの野党や全国知事会が廃止に強く反対しており、関係者の理解も得られていないことから、法案提出までにはなお多くの課題が残されております。

当広域連合としては、今後とも国の動向を注視し、情報収集に努め、全国後期高齢者医療広域連合協議会や市町村とも連携をとりながら、新制度移行に向けた準備に万全を期したいと考えております。また、それまでの間、引き続き現行制度の適切な運営に努めてまいる所存であります。

ここで、本日の提出議案である後期高齢者医療の保険料改定について、簡単に説明をさせていただきます。

保険料率については、法律の規定に基づき2年ごとに見直しを行うことになっており、昨年来、平成24年、25年度に適用する次期保険料率について検討をしてまいりました。その検討途中の試算では、1人当たりの医療給付費の増加や高齢者の医療確保に関する法律に規定されている後期高齢者負担率の引き上げなどの要因により、大幅な保険料の引き上げが必要であるとの結果となりました。しかし、本県は東日本大震災の被災県であることから、極力保険料の増加抑制を図るべく、当広域連合で管理している医療給付費準備基金や県で管轄している財政安定化基金の活用など、さまざまな検討を重ねてまいりました結果、医療給付費準備基金を35億5,200万円、財政安定化基金を13億5,000万円活用することで増加抑制を行い、今回提案しております保険料となった次第であります。

結果としては引き上げとなりますが、前回の保険料改定に際しては据え置いたことなどを考慮しますと、やむを得ない状況ではないかと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

なお、改正後の保険料率を全国で比較してみますと、2月20日現在の全国の議決済み団体は31団体となっておりますが、順位的には本県が下位となっております。

また、今後の保険料改定に大きな影響を与える医療費の動向については、高齢化の進展や医療の高度化などに伴い、引き続き増加が予想されますが、健診や人間ドックなどを通じて被保険者の健康増進に取り組むとともに、後発医薬品の普及・使用促進、レセプト点検、医療費通知の実施などを通じて医療費の適正化にも一層努力していく所存であります。

さて、本日は平成24年度及び25年度に適用すべき後期高齢者医療保険料などを定める茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正を初め、平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算など予算関連4件、茨城県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定及び訴えの提起など重要案件について、ご審議をいただくことになっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、広域連合議会議員の皆様におかれましては、後期高齢者医療制度が高齢者の医療を支えるものであることをご理解いただき、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ご出席の皆様のご活躍、ご健勝を祈念いたしましてごあいさついたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺政明君） ありがとうございます。

日程第3 議席の指定について

○議長（渡辺政明君） 日程第3、議席の指定を行います。

このたび当選されました議員の方々の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、ただいま着席のとおり指定をいたします。よろしく願いを申し上げます。

日程第4 議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

議案第3号 平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第4号 平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第5号 平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 茨城県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について

議案第7号 訴えの提起について

○議長（渡辺政明君） 次に、日程第4、議案第1号から議案第7号、以上7件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺政明君） ご異議なしと認め、よって、議案第1号から議案第7号、以上7件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの7件について提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、中田 裕君。

〔広域連合長 中田 裕君登壇〕

○広域連合長（中田 裕君） それでは、第1回定例会に提出いたしました議案7件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

第1分冊議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、条例議案について提案いたします。

議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

平成24年度及び平成25年度における後期高齢者医療制度の保険料率について、所得割率及び被保険者均等割額を定めるとともに、保険料の賦課限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、予算関係議案が4件ございます。

3ページをお開きください。

予算編成に当たりましては、昨今の厳しい経済情勢や国、県及び市町村等の財政状況を考慮し、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、よりよいサービスの実施に向けて創意工夫し、安定的かつ効率的な制度運用に努めることを基本に編成したところであります。

議案第2号 平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,145万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,547万9,000円とするものでございます。

7ページをお開きください。

議案第3号 平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39億757万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,525億7,452万8,000円とするものでございます。

続きまして、別冊平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号 平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,563万6,000円といたしました。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号 平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,668億9,034万4,000円といたします。

続きまして、第2分冊議案書の最初のページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号 茨城県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定につきましては、現在の広域計画が本年度末に満了となることから、地方自治法第291条の7の規定に基づき、新たな広域計画を策定するものであります。

続きまして、第1分冊議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第7号 訴えの提起につきましては、療養費を不正に受給した相手方に対し、訴えの提起をすることについて、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、7件につきまして提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

なお、ただいま説明した議案第1号から議案第7号までの詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺政明君） 次に、事務局長、船橋牧男君。

〔事務局長 船橋牧男君登壇〕

○事務局長（船橋牧男君） それでは、広域連合長の命によりまして、議案第1号から議案第7号までの内容について、順次ご説明してまいります。

恐れ入りますが、第1分冊議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

この条例改正は、平成24年度及び平成25年度の特定期間における後期高齢者医療制度の保険料率等について定めるものであり、その算定に当たっては、高齢化の進展や医療の高度化によって医療給付費が年々増大している中で、被保険者の保険料の増加を極力抑制するために、医療給付費準備基金、これをほぼ全額の35億5,200万円を活用し、さらには県の財政安定化基金13億5,000万円の活用を図るなどして最大限努力をいたしましたが、やむを得ず引き上げることといたしました。

また、中低所得者の保険料負担の軽減を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、保険料の賦課限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

詳しくは第3分冊議案説明書の新旧対照表によりご説明をいたしたいと思います。

1 ページをお開き願います。

第 8 条につきましては、平成24年度及び平成25年度の所得割率を現行の100分の7.60から100分の8.00に改正するものであります。

第 9 条につきましては、平成24年度及び平成25年度の被保険者均等割額を現行の3万7,462円から3万9,500円に改正するものでございます。

第10条につきましては、保険料の賦課限度額を現行の50万円から55万円に改正するものであります。

続きまして、予算議案についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、第1分冊議案書にお戻りいただきたいと存じます。

第1分冊議案書3ページをお開き願いたいと思います。

議案第2号 平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,145万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,547万9,000円とし、債務負担行為として、5ページをお開き願いますと、電話設備賃貸借料ほか5件を設定するものでございます。

詳しくは、第3分冊議案説明書補正予算事項別明細書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の6ページをお開き願いたいと思います。

まず歳入でございますが、主なものを申し上げますと、1款、分担金及び負担金につきましては、歳出減に伴い市町村負担金を4,557万4,000円減額し、9億27万8,000円といたします。

次に歳出についてご説明いたします。

8ページをお開き願いたいと思います。

主なものを申し上げますと、1款、議会費につきましては、議会等の開催回数の減等により144万9,000円減額をいたします。

2款、総務費につきましては、右端の説明欄で申し上げますと、職員等人件費において時間外勤務手当の縮減等による減額はあったものの、派遣職員人件費負担金の増により190万7,000円の増額、一般管理事務経費において、後ほど説明いたします議案第7号訴えの提起に係る弁護士委託料として90万円を新たに措置する一方で、職員用公舎賃貸料の見込み減等に伴い204万7,000円の減額など、合計は10ページの方になりますが、合計で128万4,000円を減額いたします。

3款、民生費につきましては、後期高齢者医療特別会計の事務費の執行見込み額が確定したことにより、繰出金2,872万3,000円減額をいたします。

恐れ入りますが、第1分冊議案書にお戻りいただき、7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号 平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ39億757万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,525億7,452万8,000円とし、債務負担行為といたしまして、10ページをお開き願いますと、第三者行為損害賠償求償事務委託料ほか5件を設定するものでございます。

詳しくは第3分冊議案説明書の事項別明細書でご説明をさせていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが20ページをお開き願いたいと思っております。

歳入の主なものについてご説明をいたします。

1款、市町村負担金につきましては、東日本大震災による保険料減免に伴い、保険料負担金などの減額が見込まれますことから、合計で2億1,651万6,000円減額をいたします。

2款、国庫支出金、1項、国庫負担金につきましては、療養給付費の減に伴う国の療養給付費負担金現年度分の減額等が見込まれますことから、合計で13億3,365万円を減額いたします。

同款、2項、国庫補助金につきましては、東日本大震災による後期高齢者医療災害臨時特例補助金などの増額や、平成23年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の新たな交付が見込まれますが、一方では療養給付費の減に伴い、国が補助する調整交付金などの減額が見込まれますことから、合計で8億8,851万5,000円減額をいたします。

22ページをお開き願います。

3款、県支出金につきましては、療養給付費の減に伴う県の療養給付費負担金現年度分の減額等が見込まれますことから、合計で4億7,066万円減額いたします。

4款、支払基金交付金につきましては、療養給付費等の減に伴い、診療報酬支払基金からの交付金の減額が見込まれますことから、8億4,225万1,000円減額をいたします。

24ページをお開き願いたいと思っております。

7款、繰入金、2項、基金繰入金につきましては、療養給付費等の減に伴い、後期高齢者医療給付費準備基金から繰り入れる必要がなくなったことなどにより、合計で23億8,844万3,000円を減額いたします。

8 款、繰越金につきましては、前年度の繰越金が確定したことにより、21億7,954万3,000円増額をいたします。

次に歳出の主なものについてご説明をいたします。

26ページをお開き願いたいと思います。

1 款、総務費、1 項、総務管理費につきましては、右端の説明欄で申し上げますと、医療費適正化事業費及び保険事務管理経費において、各業務委託料の契約差金が生じたことなどにより、合計で3,127万6,000円減額をいたします。

28ページをお開き願います。

2 款、保険給付費、1 項、療養諸費につきましては、これまでの実績と今後の見込みにより、合計で66億7,384万5,000円減額をいたします。

同款、2 項、高額療養諸費につきましては、これまでの実績と今後の見込みにより、1 億735万5,000円増額をいたします。

同款、3 項、その他医療給付費につきましては、これまでの実績と今後の見込みにより、葬祭費を3,055万円減額いたします。

30ページをお開き願います。

5 款、保健事業費につきましては、市町村が事業主体となる人間ドック等に対する補助金を新たに措置する一方で、健康診査において受診者の減が見込まれますことから、合計で3,365万3,000円減額をいたします。

32ページをお開き願います。

6 款、基金積立金、1 項、基金積立金、1 目、後期高齢者医療給付費準備基金積立金につきましては、平成23年度の収支見込みにおいて剰余金が見込まれますことから、12億394万5,000円増額をいたします。

同款、同項、2 目、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金につきましては、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てますことから、16億6,697万7,000円増額をいたします。

8 款、諸支出金につきましては、平成22年度後期高齢者交付金返還金等の確定により、合計で1 億1,297万6,000円減額をいたします。

次に、平成24年度予算についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、別冊となっております平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合予算書の1 ページをお開き願いたいと思います。

議案第4号 平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7,563万6,000円とし、一時借入金の最高額は2,000万円といたします。

詳しくは事項別明細書により説明いたしますので、7ページをお開き願いたいと存じます。

前年度当初予算と比べて1億1,870万1,000円、率にいたしまして12.4%の増となっております。

歳入の主なものについてご説明いたしますので、10ページをお開き願いたいと思います。

1款、分担金及び負担金につきましては、市町村からの共通経費負担金として10億6,349万7,000円を計上いたしました。

特別会計への繰出金の増に伴い、前年度当初予算と比較して1億1,764万5,000円の増でございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明をいたします。

14ページをお開き願います。

2款、総務費、1項、総務管理費につきましては、説明の欄で申し上げますと、職員等人件費において時間外勤務手当、県及び市町村からの派遣職員人件費負担金など、2億6,342万5,000円、一般管理事務経費において通勤が困難な職員のための住宅借上料など1,517万2,000円を計上してございます。

17ページをお開き願います。

中ほどの庁舎管理経費において、広域連合事務所の賃借料など1,517万円、総務管理費合計では、18ページをお開き願いますと、合計で2億9,998万5,000円を計上してございます。

次に20ページをお開き願います。

3款、民生費につきましては、レセプト点検等の医療費適正化事業費など、後期高齢者医療特別会計の事務費に充当する経費等で、22ページをお開き願いますと、7億6,983万1,000円を計上しております。

次に特別会計についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の3ページをお開き願いたいと思います。

議案第5号 平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,668億9,034万4,000円とし、一時借入金の最高額は200億円とします。

詳しくは事項別明細書によりご説明申し上げますので、恐れ入りますが31ページをお開き願います。

前年度当初予算と比べて109億207万8,000円、率にしまして4.3%の増となっております。

まず歳入の主なものについてご説明いたしますので、34ページをお開き願いたいと思います。

1 款、市町村負担金、1 項、市町村負担金、1 目、保険料等負担金では、市町村が収納して広域連合に納入する保険料負担金や低所得者への保険料負担軽減分を補てんする保険基盤安定納付金など、さらには同款、同項、2 目、療養給付費負担金では保険給付に係る費用の市町村負担分など、1 款合計で431億824万5,000円を計上しております。

2 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金につきましては、保険給付に係る費用の国負担分など、合計で637億2,707万9,000円を計上しております。

同款、2 項、国庫補助金につきましては、各都道府県広域連合間における財政力の均衡を図るための調整交付金など、合計で235億4,195万7,000円を計上しております。

36ページをお開き願いたいと思います。

3 款、県支出金、1 項、県負担金につきましては、保険給付に係る費用の県負担分など、合計で217億8,183万7,000円を計上しております。

同款、2 項、財政安定化基金支出金につきましては、県に設置されております茨城県後期高齢者医療財政安定化基金から、保険料増加抑制のための基金活用額の平成24年度分といたしまして、6 億6,150万円を計上しております。

4 款、支払基金交付金につきましては、療養給付費等に対して支払基金から交付されます後期高齢者交付金として1,095億1,559万9,000円を計上しております。

38ページをお開き願います。

7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金につきましては、当該特別会計の事務費に充当する経費として7 億6,915万2,000円を計上しております。

同款、2 項、基金繰入金につきましては、1 目、後期高齢者医療給付費準備基金繰入金で、保険料増加抑制のための基金活用額の平成24年度分を、さらに同款、同項、2 目、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金で、所得の少ない被保険者及び被用者保険の被用者であった被保険者に対する保険料の負担軽減分を補てんするための経費を見込み、合計で35億2,275万5,000円を計上しております。

40ページをお開き願いたいと思います。

10款、諸収入、3項、雑入、5目、第三者納付金につきましては、2億3,606万6,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

44ページをお開き願いたいと思います。

1款、総務費、1項、総務管理費につきましては、説明の欄で申し上げますと、一般管理事務経費において特別会計に係る事業運営のための経費として6,383万4,000円を計上しております。

医療費適正化事業費において、レセプト点検等の医療費適正化に関する事務事業を実施するための経費として2億6,049万3,000円を計上しております。

電算システム経費において、47ページをお開き願いますと、電算処理システムデータ移行検証作業関連経費を含め、4億2,644万1,000円を計上し、総務管理費合計で7億7,908万1,000円を計上しております。

2款、保険給付費、1項、療養諸費につきましては、1目、療養給付費として2,532億2,060万3,000円、2目、訪問看護療養費として4億4,219万円、48ページをお開き願いますと、5目、審査支払手数料として7億6,630万1,000円など、合計で2,544億2,921万7,000円を計上しております。

同款、2項、高額療養諸費につきましては、1目、高額療養費として96億4,547万4,000円、2目、高額介護合算療養費として1億7,933万9,000円を見込み、合計で98億2,481万3,000円を計上しております。

同款、3項、その他医療給付費、1目、葬祭費につきましては、11億865万円を計上しております。

50ページをお開き願います。

3款、県財政安定化基金拠出金につきましては、2億668万8,000円を計上しております。

5款、保健事業費につきましては、後期高齢者健康診査業務等の委託料や、前年度まで補正措置しておりました市町村が実施いたします人間ドック等に対する補助事業など4億5,069万7,000円を計上しております。

続きまして、第2分冊議案書の最初のページをお開き願いたいと思います。

議案第6号 茨城県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定についてご説明をいたします。

現広域計画が平成23年度末で計画期間が満了するに当たり、地方自治法第291条の7の規定に基づき、平成24年度を初年度とする新たな広域計画を策定するものでござ

います。

広域計画の1ページをお開き願いたいと思います。

広域計画の主な内容についてご説明を申し上げます。

まず、広域計画の趣旨でございますが、高齢化の進展や医療費の増加、さらには広域連合の制度運営における課題等を踏まえ、効率的で安定した制度運営の実現に向けて、広域連合と市町村それぞれの役割を明確にした上で、今後の取り組みについて定めることといたしました。

4ページをお開き願いたいと思います。

広域計画の期間につきましては、平成24年度から平成28年度までの5年間といたします。平成28年度以前に現行制度が廃止となった場合は、その廃止までの期間といたします。

次に、広域計画の構成でございますが、目的、基本方針、基本施策の3部構成としております。

6ページをお開き願いたいと思います。

効率的で安定した制度運営を実現することを目的とし、目的の達成のため、住民サービスの向上、財政の健全化、医療費の適正化、広報活動の充実の4項目を基本方針として定めました。

7ページをごらんください。

基本方針に基づき、広域連合及び市町村が重点的に取り組む施策として、広域連合と市町村の連携強化、的確な収支見通しに基づく財政運営、医療費適正化事業の推進、8ページをお開き願いますと、保健事業の推進、被保険者への制度周知を定めたものでございます。

続きまして、第1分冊議案書の11ページをお開き願いたいと思います。

議案第7号 訴えの提起についてご説明をいたします。

当広域連合は、後期高齢者医療療養費を不正に受給しました鄭仲鉉、通称名、出井信男に対し、返還請求を行いましたが、支払いがないため、訴えによりその支払いを求めるものであります。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺政明君） 以上で、提案理由の説明は終了しました。

日程第5 上程議案等に対する質疑及び一般質問について

- 議長（渡辺政明君） 日程第5、上程議案等に対する質疑及び一般質問を行います。
ただいまのところ通告はありません。
したがいまして、これで上程議案等に対する質疑及び一般質問を終了いたします。
-

日程第6 上程議案等に対する討論及び表決について

- 議長（渡辺政明君） 日程第6、上程議案等に対する討論及び表決を議題といたします。
これより討論に入ります。
ただいまのところ通告はございません。
したがいまして、これで討論を終結いたします。
これより採決をいたします。
まず、議案第1号を採決いたします。
お諮りをいたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（渡辺政明君） 起立多数。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。
次に、議案第2号及び議案第3号の2件を一括して採決いたします。
お諮りをいたします。
ただいまの2件は、原案のとおり決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（渡辺政明君） 全員起立。よって、議案第2号及び議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。
次に、議案第4号及び議案第5号の2件を一括して採決いたします。

お諮りをいたします。

ただいまの２件は、原案のとおり決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺政明君） 全員起立。よって、議案第４号及び議案第５号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第６号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺政明君） 全員起立。よって、議案第６号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第７号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺政明君） 全員起立。よって、議案第７号は原案のとおり可決することに決しました。

日程第７ 閉会中所管事務調査について

○議長（渡辺政明君） 次に、日程第７、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中所管事務調査の申し出があったものでございます。

お諮りをいたします。

本件は、議会運営委員会からの申し出のとおり決することにいたしたいと思います

が、これにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺政明君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○議長（渡辺政明君） それでは、以上をもちまして今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、平成24年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

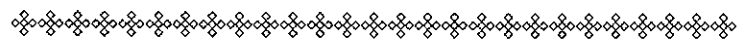
午後2時08分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

6 番

7 番



参 考 資 料

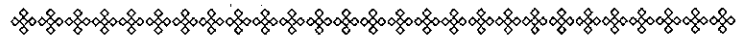


茨城県後期高齢者医療広域連合議会

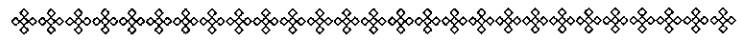
議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件 名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第 1 号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24. 2. 28	原案可決
		24. 2. 28	
議案第 2 号	平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）	24. 2. 28	原案可決
		24. 2. 28	
議案第 3 号	平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	24. 2. 28	原案可決
		24. 2. 28	
議案第 4 号	平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	24. 2. 28	原案可決
		24. 2. 28	
議案第 5 号	平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	24. 2. 28	原案可決
		24. 2. 28	
議案第 6 号	茨城県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について	24. 2. 28	原案可決
		24. 2. 28	
議案第 7 号	訴えの提起について	24. 2. 28	原案可決
		24. 2. 28	



上 程 議 案 等



茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案第1号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

平成24年2月28日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律（法律第80号）第104条第3項及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（政令第318号）第18条第3項の規定により、平成24年度及び平成25年度の特定期間における後期高齢者医療制度の保険料率について、所得割率を100分の8.00、被保険者均等割額を39,500円とする。

また、所得の少ない方の保険料負担の軽減を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されることに伴い、保険料の賦課限度額を50万円から55万円に引き上げる。

以上について定めるため、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例

第8条中「平成22年度及び平成23年度」を「平成24年度及び平成25年度」に、「100分の7.60」を「100分の8.00」に改める。

第9条中「平成22年度及び平成23年度」を「平成24年度及び平成25年度」に、「37,462円」を「39,500円」に改める。

第10条中「50万円」を「55万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第2号

平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31,456千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ925,479千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成24年2月28日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		945,852	△45,574	900,278
	1 負 担 金	945,852	△45,574	900,278
2 財 産 収 入		9	4	13
	1 財 産 運 用 収 入	9	4	13
4 繰 越 金		2,000	14,279	16,279
	1 繰 越 金	2,000	14,279	16,279
5 諸 収 入		9,073	△165	8,908
	1 預 金 利 子	360	43	403
	2 雑 入	8,713	△208	8,505
歳 入 合 計		956,935	△31,456	925,479

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		2,531	△1,449	1,082
	1 議 会 費	2,531	△1,449	1,082
2 総 務 費		292,684	△1,284	291,400
	1 総 務 管 理 費	292,364	△1,284	291,080
3 民 生 費		657,719	△28,723	628,996
	1 社 会 福 祉 費	657,719	△28,723	628,996
歳 出 合 計		956,935	△31,456	925,479

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
電話設備賃貸借料	平成24年度	18
機械警備業務委託料	平成24年度	245
庁舎清掃業務委託料	平成24年度	1,061
一般廃棄物収集運搬業務委託料	平成24年度	168
玄関自動ドア保守点検業務委託料	平成24年度	87
業務用パソコン賃貸借料	平成24年度	1,890

議案第3号

平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,907,571千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252,574,528千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成24年2月28日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市町村負担金		41,732,947	△216,516	41,516,431
	1 市町村負担金	41,732,947	△216,516	41,516,431
2 国庫支出金		86,174,146	△2,222,165	83,951,981
	1 国庫負担金	60,900,803	△1,333,650	59,567,153
	2 国庫補助金	25,273,343	△888,515	24,384,828
3 県支出金		20,779,396	△470,660	20,308,736
	1 県負担金	20,779,395	△470,660	20,308,735
4 支払基金交付金		102,842,505	△842,251	102,000,254
	1 支払基金交付金	102,842,505	△842,251	102,000,254
5 特別高額医療費 共同事業交付金		26,266	△5,622	20,644
	1 特別高額医療費 共同事業交付金	26,266	△5,622	20,644
6 財産収入		1,404	167	1,571
	1 財産運用収入	1,404	167	1,571
7 繰入金		4,697,515	△2,417,166	2,280,349
	1 一般会計繰入金	657,719	△28,723	628,996
	2 基金繰入金	4,039,796	△2,388,443	1,651,353
8 繰越金		5	2,179,543	2,179,548
	1 繰越金	5	2,179,543	2,179,548
10 諸収入		227,914	87,099	315,013
	2 預金利子	1	4,495	4,496
	3 雑入	227,910	82,604	310,514
歳入合計		256,482,099	△3,907,571	252,574,528

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		668,026	△31,338	636,688
	1 総務管理費	667,247	△31,276	635,971
	2 賦 課 徴 収 費	779	△62	717
2 保 険 給 付 費		254,659,779	△6,597,040	248,062,739
	1 療 養 諸 費	244,536,926	△6,673,845	237,863,081
	2 高 額 療 養 諸 費	8,995,503	107,355	9,102,858
	3 その他医療給付費	1,127,350	△30,550	1,096,800
3 県財政安定化 基金拠出金		190,741	△12,330	178,411
	1 県財政安定化 基金拠出金	190,741	△12,330	178,411
4 特別高額医療費 共同事業拠出金		24,303	8,844	33,147
	1 特別高額医療費 共同事業拠出金	24,303	8,844	33,147
5 保 健 事 業 費		391,413	△33,653	357,760
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	391,413	△33,653	357,760
6 基 金 積 立 金		1,404	2,870,922	2,872,326
	1 基 金 積 立 金	1,404	2,870,922	2,872,326
8 諸 支 出 金		538,421	△112,976	425,445
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	538,421	△112,976	425,445
歳 出 合 計		256,482,099	△3,907,571	252,574,528

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
第三者行為損害賠償求償事務委託料	平成24年度	2,625
給付業務通知書作成関連処理業務委託料	平成24年度	7,433
後期高齢者医療広域連合事務代行業務委託料	平成24年度	56,667
レセプト点検業務委託料	平成24年度	72,930
被保険者証等作成業務委託料	平成24年度	24,763
健康診査データ管理業務委託料	平成24年度	4,757

議案第4号

平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,075,636千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

平成24年2月28日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		1,063,497
	1 負 担 金	1,063,497
2 財 産 収 入		689
	1 財 産 運 用 収 入	689
3 繰 入 金		1
	1 基 金 繰 入 金	1
4 繰 越 金		2,000
	1 繰 越 金	2,000
5 諸 収 入		9,449
	1 預 金 利 子	414
	2 雑 入	9,035
歳 入 合 計		1,075,636

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,614
	1 議 会 費	1,614
2 総 務 費		300,190
	1 総 務 管 理 費	299,985
	2 選 挙 費	39
	3 監 査 委 員 費	166
3 民 生 費		769,831
	1 社 会 福 祉 費	769,831
4 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
5 予 備 費		4,000
	1 予 備 費	4,000
歳 出 合 計		1,075,636

議案第5号

平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ266,890,344千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

平成24年2月28日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 負 担 金		43,108,245
	1 市 町 村 負 担 金	43,108,245
2 国 庫 支 出 金		87,269,036
	1 国 庫 負 担 金	63,727,079
	2 国 庫 補 助 金	23,541,957
3 県 支 出 金		22,443,337
	1 県 負 担 金	21,781,837
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	661,500
4 支 払 基 金 交 付 金		109,515,599
	1 支 払 基 金 交 付 金	109,515,599
5 特 別 高 額 医 療 費 金 共 同 事 業 交 付 金		20,644
	1 特 別 高 額 医 療 費 金 共 同 事 業 交 付 金	20,644
6 財 産 収 入		1,084
	1 財 産 運 用 収 入	1,084
7 繰 入 金		4,291,907
	1 一 般 会 計 繰 入 金	769,152
	2 基 金 繰 入 金	3,522,755
8 繰 越 金		5
	1 繰 越 金	5
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸 収 入		240,486
	1 延滞金、加算金及び過料	3
	2 預 金 利 子	4,375
	3 雑 入	236,108
歳 入 合 計		266,890,344

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		779,861
	1 総 務 管 理 費	779,081
	2 賦 課 徴 収 費	780
2 保 険 給 付 費		265,362,680
	1 療 養 諸 費	254,429,217
	2 高 額 療 養 諸 費	9,824,813
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,108,650
3 県財政安定化基金拠出金		206,688
	1 県財政安定化基金拠出金	206,688
4 特 別 高 額 医 療 費 金 共 同 事 業 拠 出 金		33,152
	1 特 別 高 額 医 療 費 金 共 同 事 業 拠 出 金	33,152
5 保 健 事 業 費		450,697
	1 健康保持増進事業費	450,697
6 基 金 積 立 金		1,084
	1 基 金 積 立 金	1,084
7 公 債 費		8,199
	1 県財政安定化基金償還金	1
	2 公 債 費	8,198
8 諸 支 出 金		47,983
	1 償還金及び還付加算金	47,983
歳 出 合 計		266,890,344

議案第 6 号

茨城県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合広域計画を別冊のとおり策定する。

平成24年 2 月28日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

（提案説明）

平成19年度から平成23年度までを計画期間とする広域計画を平成19年 8 月に策定したが、計画期間の満了に当たり、平成24年度を初年度とする新たな広域計画を策定するため、この計画案を提出するものである。

議案第7号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年2月28日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

（提案理由）

茨城県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療療養費を不正に受給した相手方に対し、その返還を請求したが、指定期限までに支払がないため、訴えによりその支払を求めるものである。

訴えの提起について

1 相手方

高知県幡多郡黒潮町入野1856番地

鄭 仲鉉 (通称名: 出井 信男)

2 事件名

後期高齢者医療療養費不正受給金返還請求事件

3 事件の概要

- (1) 相手方は、茨城県神栖市神栖四丁目7番1号において、在宅リハビリマッサージ「トータル治療院」を平成22年10月15日まで経営し、あん摩マッサージ指圧業を営んでいた。
- (2) 相手方は、後期高齢者医療制度の茨城県内の被保険者に対して、あん摩マッサージ指圧師免許を有しない無資格の従業員に施術をさせているにもかかわらず、あん摩マッサージ指圧の施術を行ったとする後期高齢者医療療養費支給申請書を作成し、本来受給することができない後期高齢者医療療養費を不正に受給していた。
- (3) 茨城県後期高齢者医療広域連合は、相手方に対し、後期高齢者医療療養費の不正受給金返還請求を行ったが、指定期限を過ぎてもその履行がなかった。よって、茨城県後期高齢者医療広域連合は、相手方に対し、次の請求の内容により訴えの提起を行うものである。

4 請求の内容

茨城県後期高齢者医療広域連合は、相手方に対し、次に記載の金額の支払を求める。

- (1) 後期高齢者医療療養費不正受給金 26,919,687円
- (2) 上記の金額につき、訴状送達の日翌日から完済の日までの日数に応じ年5パーセントの割合で計算した遅延損害金
- (3) 本訴訟に要する費用

5 訴訟遂行の方針

判決の結果、必要があるときは上訴する。